

部 長 各 位

市 長

令和5年度予算編成の基本方針について

1. 国の動向と地方財政

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等、我が国を取り巻く環境変化や、輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等の国内における構造的課題など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている状況下において我が国財政は、毎年度の巨額の財政赤字に加え、新型コロナウイルス感染症の対応のための大規模な補正予算編成などにより、普通国債残高が令和4年度末には1000兆円を超える見込みとなっており、極めて深刻な状況にある。

こうした中においても、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対して、より強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」の起動が求められている。

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、引き続き「経済あつての財政」との考え方の下、経済をしっかりと立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいくこととし、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指しつつ、「新しい資本主義」に向けた重点投資分野として、「人への投資」や「デジタルトランスフォーメーション（DX）」など5項目、また、社会課題の解決の取組として、「民間による社会的価値の創造」など4項目の基本方針が示された。

地方財政については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの方針が継続されているものの、社会保障費に係る地方負担が今後ますます増加することが想定される中、地方団体が予見可能性を持ち、住民に身近な行政サービスを安定的に提供しつつ、様々な行政課題に取り組んでいけるよう積極的、自発的な改革努力を継続していくことが重要である。

2. 本市の財政状況及び予算編成基本方針

令和2年度までの財政健全化計画は、関係者各位による努力の結果、総額約48億円の効果が得られたところであるが、不安定な社会経済状況下にあつて、持続可能な行財政運営を図るため、令和3年12月に橋本市中期財政計画を策定したところである。

これらにより、令和3年度における普通会計の決算では、実質収支において約12億3千万円の黒字となった。しかしながら、財政の硬直化を示す指標である経常収支比率については、令和2年度決算に比べ1.8%良化となる98.9%となり100%を下回ったものの、県下9市中、最下位と決して予断を許す状況ではない。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく数値で、地方債の返済額などの大きさ指標化した「実質公債費比率」については、13.1%、一般会計等が将来支払っていく可能性のある負担額などの決算時点での残高を指標化した「将来負担比率」については、64.6%と両数値とも前年度に比べ改善はしているものの、本市は将来にわたる義務的な負担が多いと考えられ、改善が必要である。

このような中で、感染症の影響により停滞した経済活動や疲弊した地域経済の回復には時間がかかると見られ、市税の急激な増収は見込めない一方で、歳出については高齢化の進行や子育て等に対応する社会保障経費が引き続き増加することに加え、公債費の高止まりや、老朽化した公共施設の改修費の増大、庁舎建替えのための基金の積み立て、世界情勢の急激な変化による多くの品目での物価高騰の深刻化など、様々な課題が山積しており、今後も厳しい財政状況が続くと予想される。

これらの状況を踏まえ、令和5年度予算編成は、義務的経費や継続的な事業にかかる経費を中心に編成するものとし、限られた一般財源をより有効に使うため、「新しい資本主義」の構築に向けた取り組みやポストコロナ社会における市民ニーズの変化を的確に捉えた、長期総合計画にある「ともに創る」・「ともに守る」・「ともに育てる」まちづくりを実現するため、持続可能な行政サービスを目指すものとする。